

入 札 説 明 書

令和 6 年度南近畿土地改良調査管理事務所
事務所敷地内フェンス改修工事

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

農林水産省

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所

令和6年度南近畿土地改良調査管理事務所 事務所敷地内フェンス改修工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年11月25日
- 2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官
近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長 一阪 郁久
- 3 担当部局 〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町下湊388-1
近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所 庶務課経理第1係
TEL 0747-52-2791 (ダイヤルイン)
E-mail katsunori_takeuch550@maff.go.jp

4 工事概要

- (1) 工事名 令和6年度南近畿土地改良調査管理事務所
事務所敷地内フェンス改修工事
- (2) 工事場所 奈良県吉野郡大淀町下湊388-1
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 令和6年12月27日から令和7年3月26日まで(90日間)(予定)
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (6) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係わる確認及び入札について原則として電子調達システムにより行う対象工事である。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、事前に発注者宛てに紙入札による申出書(別紙様式第1号)を提出すること。
- (7) 本工事は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

5 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿農政局における令和5・6年度一般競争参加資格のうち、「土木工事D等級」の認定を受けていること。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記(2)の再認定を受けた者を除く。
- (4) 本工事に、次の資格基準を満たす技術者を主任技術者として配置(請負代金の額が4,500万円以上のものは、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条に基づき専任の技術者を置く。)できること。

主任技術者

建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの何れかに該当する者であること。

(1級国家資格者、2級国家資格者、実務経験者)

- (5) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(下記「6(1)ア」で示す「申請書及び確認資料」の提出期限以前に3か月以上の雇用関係。)があること。

なお、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付できること。

- (6) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」(平成15年9月1日付け 15近総第408号(理))に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、近畿農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(同条同項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行

しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

6 申請書及び確認資料

(1) 分任支出負担行為担当官は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格等を確認するため、参加希望者から「申請書及び確認資料」の提出を求める。

提出期限までに「申請書及び確認資料」を提出しない者または分任支出負担行為担当官が競争参加資格がないことを確認した者は、当該競争に参加することができないものとする。

ア 提出期間 「別表 1 の①」に示す日時。

イ 提出方法 電子調達システムにより提出する（PDF 形式）。

ただし、紙入札方式により入札に参加する場合は、上記「3」に持参又は郵送（書留郵便等配達記録の残るものに限る。）すること。

(2) 申請書は、（別記様式 1）により作成すること。

(3) 配置予定技術者の状況は、（別記様式 2）により作成すること。

上記「5(4)」に掲げる事項を確認できる資料を（別記様式 2）により作成し、その資格要件及び従事内容について確認できる書類に併せ、上記「5(5)」に掲げる事項を確認できる資料を提出すること。

(4) その他

- ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 分任支出負担行為担当官は、提出された「申請書及び確認資料」を競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。
- ウ 提出された「申請書及び確認資料」は、返却しない。
- エ 提出期限以降における「申請書及び確認資料」の差し替え及び再提出は特別な理由がない限り認めない。
- オ 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格がないものとするとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- カ 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先は、上記「3」に同じ。

7 競争参加資格の確認

- (1) 分任支出負担行為担当官は、申請書及び資料等の提出者の競争参加資格の有無について確認を行う。ただし、申請書及び資料等の提出者が申請書及び資料等の提出期限の日において上記「5(2)」の認定を受けていない場合において、競争参加資格のうち上記「5(1)」、及び「5(3)」から「5(9)」までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記「5(2)」に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認する。
- (2) 上記「(1)」の確認は、申請書及び資料等の提出期限の日をもって行う。ただし、上記「5(6)」の指名停止については、申請書及び資料等の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認する。
- (3) 競争参加資格の確認の結果は、「別表1の③」に示す期日までに通知するが、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると確認された者が指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないことを通知する。
- (4) 競争参加資格確認通知後に競争参加資格者が入札を辞退又は行わなかった場合、近畿農政局競争契約入札心得に示すとおり申し出なければならない。

8 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと確認された者は、分任支出負担行為担当官が競争参加資格がないと確認した理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- 提出期限等は次のとおり。
- ア 提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内。
- イ 提出場所 上記「3」に同じ。
- ウ 提出方法 書面は持参することとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。
- エ 提出日時 平日（行政機関の休日を除く。）の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、上記「(1)」の説明を求められたときは、説明を求める書面を受け取った日から7日（行政機関の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 再苦情申立て

- (1) 上記 8 (2) の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、上記 8 (2) の回答書を受け取った日から 7 日（行政機関の休日を除く）以内に、書面により近畿農政局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

再苦情申立てについては近畿農政局入札等監視委員会が審議を行う。

- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

ア 受付窓口：近畿農政局総務課監査官

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL：075-451-9166

イ 受付時間：午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで

- (3) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：上記 (2) に同じ

10 入札の執行

- (1) 入札、開札の日時、場所及び提出方法

入札は、原則として電子入札方式で行う。

ただし、紙入札方式による場合は、紙入札による申出書（別紙様式第 1 号）を提出すること。

入札書、委任状、紙入札による申出書及び工事費内訳書への押印は不要である。

FAX 及び電子メールによる入札書の提出は認めない。

ア 電子入札方式による入札書の提出

「別表 1 の⑤」に示す期間内に、入札書と工事費内訳書を電子調達システムにより提出すること。

イ 紙入札方式（郵送又は持参）による入札書の提出

「別表 1 の⑤」に示す期間内に、入札書と工事費内訳書に紙入札による申出書（別紙様式第 1 号）を併せて郵送（書留郵便等配達記録の残るものに限る。）又は持参により提出すること。

ウ 提出場所 〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町下湊 388-1

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所 庶務課 経理第 1 係

電話 0747-52-2791

エ 開札日時：「別表 1 の⑥」に示す日時

オ 開札場所：近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所会議室

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として、2 回を限度とする。

第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、直ちに再度入札に移行する。

なお、郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことがで

きない時は、分任支出負担行為担当官が指定する日時において、再度の入札を行う。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める（参考様式あり）。

ア 工事費内訳書の提出方法

入札参加者は、工事費内訳書を第1回の入札時に提出すること。

なお、FAXによるものは、受け付けない。

また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、近畿農政局競争契約入札心得第7条第11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(別表)

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

イ 工事費内訳書は、返却しない。

また、工事費内訳書を、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

11 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記「5」に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。

額は請負代金額の10分の1以上（保管金の取扱店 日本銀行五条代理店）。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店）。

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

13 支払条件

別冊契約書（案）のとおり。

14 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 手続における交渉の有無 無。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして発注者が承認した場合以外の他は、配置予定技術者等の変更は認めないこととし、発注者の承認を受けて変更する場合は上記「5（5）」に掲げる基準を満たし、かつ、当初予定配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (5) 現場説明会は実施しない。
- (6) 入札参加者は、別冊近畿農政局入札心得及び別冊契約書（案）を熟読し、近畿農政局入札心得を遵守すること。
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約による締結する予定の有無 無。
- (8) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

上記「5（2）」に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も、上記「6」により申請書、確認資料及び入札時の技術提案を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

- (9) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

ア 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とししない。

イ 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにも

かかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
 - (イ) 近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
 - (ウ) 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者に支払わなければならない。
- ウ イに掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。
- (ア) 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
 - (イ) 近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
 - (ウ) 当該社会保険等未加入業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を発注者に支払わなければならない。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。
(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別表 1 本入札手続きに係る期間等

①	申請書及び確認資料の提出期間	令和6年11月25日から令和6年12月10日まで (行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
②	入札説明書に対する質問の受領期間	令和6年11月26日から令和6年12月3日まで。 持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
③	競争参加資格の確認結果の通知日	令和6年12月11日まで。
④	入札説明書及び設計図書に対する質問への回答閲覧期間	令和6年12月4日から令和6年12月10日まで。
⑤	電子入札方式又は紙入札方式(郵送又は持参の場合)による入札期間	令和6年12月18日から令和6年12月20日までの午前9時から午後5時まで。
⑥	開札日時	令和6年12月23日 午後1時30分 開札の結果、落札者がいない場合で郵送による入札がない時は、直ちに再度の競争入札を行う。この場合に入札できる者は、当初の入札に参加した者とする。 なお、郵送による入札を行った者がある場合で、直ちに再度の入札を行うことができない時は、分任支出負担行為担当官が指定する日時に再度の入札を行う。

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91条)第1項に規定する行政機関の休日をいう。